

第10章 フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務

第1 概説

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、令和5年4月28日に成立し、令和6年11月1日に施行された。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合、業務委託事業者が特定受託事業者への給付の内容等の明示（同法第3条）を義務付け、特定業務委託事業者に支払期日の設定及び当該期日までの報酬の支払（同法第4条）を義務付けているほか、特定業務委託事業者が、特定受託事業者に対し、政令で定める期間以上の期間行う業務委託をした場合、特定業務委託事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第5条第1項第1号）、②報酬の減額（同項第2号）、③返品（同項第3号）、④買ったとき（同項第4号）、⑤物の購入強制・役務の利用強制（同項第5号）、⑥不当な経済上の利益の提供要請（同条第2項第1号）及び⑦不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第2号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、業務委託事業者又は特定業務委託事業者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告する旨（同法第8条）及び正当な理由なく勧告に従わない場合には命令を行う旨（同法第9条第1項）を定めている。

2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴う「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」の策定等

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い、公正取引委員会は、厚生労働省と共同して、同法の運用の統一を図るとともに、法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」を策定し、令和6年5月31日に公表した。また、当委員会は、同法の特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法運用の透明性を確保するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」を策定し、令和6年5月31日に公表した。さらに、当委員会は、同法第2章違反事件に係る対応として、勧告を行った場合、国民に対する情報提供を図るとともに、勧告の対象である同法第3条、第4条第5項、第5条及び第6条第3項の規定に違反する行為に対する措置についての事業者の予見可能性を高め、当該違反行為の未然防止を図る目的から、事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することなどを令和6年10月1日に公表した。

第2 違反事件の処理

公正取引委員会は、中小企業庁及び厚生労働省と協力し、業務委託事業者を対象として「フリーランスとの取引に関する調査」を実施するなど違反行為の発見に努めている。これらの調査の結果、違反行為が認められた業務委託事業者に対しては、迅速かつ適切に対処することとしている。

1 フリーランスとの取引に関する調査

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為を受けた特定受託事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、特定受託事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、能動的に調査を実施し、違反行為に関する情報収集を積極的に行うこととしている。その一環として、令和6年度において、問題事例の多い業種に係る発注事業者3万名を対象に「フリーランスとの取引に関する調査」を実施した。

2 違反被疑事件の申出件数、新規着手件数及び処理件数

(1) 申出件数

令和6年度においては、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に違反する事実があるとして公正取引委員会に申出がされた件数は92件であった。

(2) 新規着手件数

令和6年度においては、新規に着手したフリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件は137件であった。

(3) 処理件数

令和6年度においては、公正取引委員会は、96件のフリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件を処理し、このうち、54件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認め、指導を行った。

3 主な指導事件

令和6年度における主な指導事件は次のとおりである。

違反行為等の概要	関係法条
ゲームソフトウェア業を営むA社は、特許関連の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付を受領する期日を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
ゲームソフトウェア業を営むB社は、オンラインゲームのイラスト制作を特定受託事業者に委託しているが、既に給付を受領していたにもかかわらず、給付を受領する期日及び報酬の額を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
ゲームソフトウェア業を営むC社は、ゲームソフトに関する企画制作を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、報酬の支払期日を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）

違反行為等の概要	関係法条
ゲームソフトウェア業を営むD社は、ゲームイラストやテキスト等の制作を特定受託事業者者に委託しているが、特定受託事業者者が請求書を提出した日を基準に支払期日を設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	第4条（期日における報酬支払義務）
ゲームソフトウェア業を営むE社は、同社が取り扱うゲームに関する漫画制作を特定受託事業者者に委託しているが、検収日を基準に支払期日を設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	第4条（期日における報酬支払義務）
アニメーション制作業を営むF社は、アニメーション作品の制作業務の全部又は原画の作成、音響演出等の業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、検査完了日並びに報酬の額及び支払期日を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
リラクゼーション業を営むG社は、整体施術の業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった。また、報酬の支払期日を「翌月10日まで」と記載しており具体的な期日を特定していなかった。	第3条（取引条件の明示義務） 第4条（期日における報酬支払義務）
フィットネスクラブを営むH社は、パーソナルトレーニング業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、報酬の支払期日を明示していなかった。また、個々の業務委託の発注時において、共通事項（基本契約書）との関連性（参照元）を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
フィットネスクラブを営むI社は、グループレッスン業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託が開始された後に取引条件の明示を行っており、業務委託をした場合の明示を直ちに行っていなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
フィットネスクラブを営むJ社は、インストラクター業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった。また、報酬の支払期日を「翌月末日まで」と記載しており具体的な期日を特定しておらず、かつ、特定受託事業者者からの請求書の提出が遅れた場合に報酬の支払が遅れる旨の定めをしており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	第3条（取引条件の明示義務） 第4条（期日における報酬支払義務）
フィットネスクラブを営むK社は、SNSの動画等の投稿業務を特定受託事業者者に委託しているが、報酬の支払期日を「請求書受領月の翌月末日」と設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	第4条（期日における報酬支払義務）

第3 フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発等

公正取引委員会は、特定受託事業者に係る取引の適正化等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等の法違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた特定受託事業者に係る取引の状況の把握、同法に関する周知等の取組の一環として、公正取引委員会及び厚生労働省は、令和6年5月から6月にかけて、関係府省庁と連携して「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）」を実施し、同年10月18日に調査結果を取りまとめた。

(詳細については令和6年10月18日報道発表資料「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）結果について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241018_freelance.html



2 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和6年度においては、合計40回の説明会を実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和6年度においては、職員を138回派遣した。

3 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る広報

(1) パンフレット

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を分かりやすく説明した特定受託事業者及び業務委託事業者向けパンフレットを関係省庁と協力して作成し、当委員会のウェブサイトに掲載したほか、説明会・講師派遣の際に配布した。

(2) 広報用動画

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法に対する特定受託事業者及び業務委託事業者の理解を深めることを目的として、同法の内容を解説する動画を作成し、当委員会のウェブサイト上及び公正取引委員会 YouTube 公式チャンネル(<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel/>)に掲載し、配信した。

(3) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」を設け、パンフレット、動画等の資料、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&A等を掲載した。また、同法の考え方についての相談窓口や違反被疑事実についての申出窓口を当委員会のウェブサイトに設置した。

(4) 集中的な広報

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の令和6年11月1日の施行に向けて、同法の認知度を高めるとともに、違反行為の未然防止を図るため、同年6

月 17 日以降、イラストレーター兼漫画ブロガーの BUSON（ブソン）氏のオリジナルキャラクター「しきぶちゃん」とタイアップし、当委員会のウェブサイト内での同法の特設ウェブサイトの開設、インターネット広告、鉄道車内のビジョン広告等の各種の媒体を活用した広告の掲載等の広報活動を集中的に実施した。

4 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談を受け付けている。令和 6 年度においては、5,018 件に対応した。